

令和元年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 7-1-6 遠距離通学支援事業

【予算反映等改善事項】

遠距離通学支援事業は、路線バスを活用し、その購入した定期券に対して一定の補助を行うことにより、遠距離通学となる低学年児童の保護者の経済的な負担を軽減することを目的に令和元年度よりスタートした事業である。この事業の導入により、スクールバスを運行していた従前の事業より歳出経費を節減することができたことは大きな成果であると考えている。

貸切のスクールバスから既存の路線バスの利用に切り替えたことにより、通学における児童の安全確保を図るため、教育委員会学校課職員が交代で登下校時の発着場所での乗車確認のほか、専任の通学支援員の路線バスへの同乗、地域のスクールガードリーダーの協力により最大限の支援を行っている。下校時には、南小松島小学校の担当教職員が南小松島駅の路線バス乗り場まで、該当児童を引率するなど、保護者の不安を軽減できるよう学校と連携し、万全を期してこの事業を実施している。

また地域住民や路線バスの利用者からも理解や協力が得られるよう「広報こまつしま」等で周知したり、該当学年では「バスの乗り方教室」を実施したりしている。

次年度以降の当該事業の予算については、通学支援員の配置を核として、当該児童家庭に定期券購入の補助で対応する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により、路線バスの活用に加えて「三密」回避のための臨時バス運行による支援を「新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金」を財源に実施している。

今後、この事業の主旨である路線バスを活用した通学支援の再開を前提に、通学支援員の安定的確保や地域の協力を得て、継続実施ができるように取り組む。また新型コロナウイルス感染症の感染状況に十分注視しつつ、学校との連携を深めて早めの対処と、必要に応じた他の対策も検討していきたいと考える。